

## 認知症にやさしい地域づくり推進強化事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

認知症にやさしい地域づくり推進強化事業業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

### 3 目的

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、高齢者及びその子世代を中心とした県民に対し、認知機能や聞こえの状態に対する気づきの機会を提供するとともに、「新しい認知症観」を含め、認知症に関する正しい知識や認知症の方に対する正しい理解を深めるための普及啓発を実施する。また、認知症の主要なリスクの1つとされる難聴への対策の重要性もあわせて周知するもの。

### 4 事業概要

#### (1) 認知症にやさしい地域づくり推進キャンペーン

##### ① ドラッグストアでのイベントの実施

###### 実施期間

令和8年9月の認知症月間を中心とした1か月程度

###### 会場

県内のドラッグストア4ヶ所（各医療圏1ヶ所）

###### 対象者

高齢者及び高齢者の子世代

ターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

期間を通してのイベント参加者（※）は1,000人以上（8人/日（1人/時間×8時間）×県内4ヶ所×30日間＝960人）を想定して企画・運営すること。

※イベント期間中に認知機能簡易チェックを行った人

（チラシの持ち帰りなどにより、ストア以外でチェックを行った人も含む）

#### (ア) 自身の暮らしの中で認知症と向き合う機会が増える高齢者世代

地域	県内
年代	60代以上
来場形態	一人、夫婦、友人等
価値観	認知症の人の割合が増加し、友人や知人にも認知症の人が表れ始めるとともに、自身も加齢に伴う認知機能の低下等を感じ、認知症かもと考えたり不安に思う頻度が増える。
請求内容	・認知機能簡易チェックをきっかけに、認知症に興味・関心を持ってもらう。 （※認知症の診断ではないことを、十分に理解してもらう。） ・興味・関心をもってもらい、認知症に対する正しい理解の促進を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関するリスク要因を知ってもらい、生活習慣の見直しができる。</li> <li>・相談窓口の紹介等、次につながる支援を周知し、認知症に対する漠然とした不安感の軽減を図る。</li> </ul>
--	---

(イ) 両親等身の回りの人の認知症に不安を抱える壮年期世代

地 域	県内
年 代	40～60代
来 場 形 態	一人、夫婦、友人等
価 値 観	両親をはじめ身の回りの人の老後や介護について関心が高まっている。地域における具体的な相談先や地域での暮らしの継続など、認知症に関して心配に感じるが増える。
請 求 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に対する正しい理解の促進を図る。</li> <li>・認知機能チェックをきっかけに、親世代と認知症について話し合う機会を創出する。</li> <li>・適切な相談窓口や支援制度を紹介し、認知症に対する心配事の解消を図る。</li> </ul>

内 容

認知機能簡易チェックをきっかけに、認知症に興味・関心を持ってもらい、「新しい認知症観」を含め、認知症に関する正しい知識や認知症の方に対する正しい理解を深めるための普及啓発に係るイベントの企画・運営

② 認知症の主要なリスクの一つである難聴対策に関する普及啓発

実 施 期 間

令和8年9月の認知症月間中を集中月間とする

方 法

提案すること

対 象 者

当事者である高齢者及び高齢者の子世代

内 容

高齢者、高齢者の子世代それぞれについて、効果的な広報媒体（チラシ・ポスター、新聞・テレビ（ケーブルテレビを含む）・ラジオ、SNS 広告等）を駆使し、普及啓発を図る。

③ 認知症及び難聴対策に関するセミナー

実 施 期 間

令和8年9月の認知症月間中の平日に開催

会 場

提案すること（オンラインの併用可）

対 象 者

県内企業従業員・職員

県・市町村職員、県内地域包括支援センター職員 合計100名程度

内 容

包括連携協定締結企業等県内企業と県・市町村の職員に対し、認知症の主要なリスクの1つとされる難聴への対策の重要性を含め、認知症

に関する正しい知識や認知症の方に対する正しい理解を深めるための  
セミナーの企画・調整・運営

## 5 委託業務内容

ドラッグストアにおける認知機能簡易チェックの実施及び認知症に関する正しい知識や難聴対策の普及啓発に係る企画調整及び運営一式とする。

なお、事業内容の詳細については、受注者決定の後、県と協議を行い、最終決定とする。

### (1) ドラッグストアにおける認知機能簡易チェックの実施及び認知症に関する正しい知識の普及啓発に係る企画・調整及び運営一式

- ① イベント名称及びキャッチフレーズの提案
  - ・イベントの内容が一言で伝わる名称及び行ってみようと思えるリズムカルなキャッチフレーズの提案
- ② 運営全般
  - ・認知機能簡易チェックの実施（機器の設置やチェックリストの常設を想定。ただし、自宅にて受検できるような方法を併せて用意しても差し支えない。）、その他必要備品の手配・準備（レンタル）・管理、会場の設営・撤去
  - ・会場となるドラッグストアへの説明会及び調整
  - ・ドラッグストアの選定については、県と協議の上、決定する。
  - ・ブース付近でのドラッグストアスタッフの常勤はないものとし、認知機能簡易チェック受検者に対し、必要に応じて声掛けいただくことを想定し、説明会の内容を検討する。
  - ・会場への定期的な巡回を行うなど、ドラッグストアでのイベントの運営が円滑に進むように適宜確認する。
- ③ 広報全般
  - ・県内各所への事前案内としてチラシやポスター等を作成し、県と協議のうえ、イベントに関する効率的な周知を行う。
  - ・県の指定する関係機関等にチラシ・ポスターを配布する。
  - ・イベント期間中の会場における周知（のぼり旗等を想定）
  - ・その他、期間前、期間中、期間終了1週間前など、期間に応じた新聞、テレビ及びラジオ等のマスメディア、SNS等による広報の実施（広報手段については要提案）
- ④ 普及啓発物品の作成と配布
  - ・認知機能簡易チェックのみで終了することなく、認知症に関する正しい知識と認知症の方に対する正しい理解を深めるためのリーフレット類及び普及啓発物品の作成と配布をする。（リーフレット、普及啓発物品については要提案）
- ⑤ イベントの記録作成等
  - ・参加者アンケートの集計、イベント期間中の記録作成、催事写真等の提出等  
（アンケートの内容には、新しい認知症観及び認知症に関する正しい

知識と認知症の方に対する正しい理解が深まったことが評価できる項目及び、受検者が認知機能簡易チェックを何で知ったか把握できる項目を盛り込むこと)

(2) 認知症の主要なリスクの一つである難聴対策に関する普及啓発

① 効果的な啓発活動の企画(例)

手 段	内 容
チラシ、ポスター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「聞こえ」のチェックリスト入りのチラシ、ポスターを作成</li> <li>・耳鼻科などの関係医療機関や厚生センター、市町村(地域包括支援センター)などに配置・掲示</li> <li>・9月の認知症月間に行う県の普及啓発キャンペーンの会場で配布</li> </ul>
新聞、テレビ(ケーブルテレビを含む)、ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告やCMで、9月の県の認知症の普及啓発キャンペーンと併せて紹介</li> <li>※ 使用媒体はプロポの提案項目</li> </ul>
SNS広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTubeで広告動画を配信し、視聴者による親への働きかけを図る</li> </ul>
県のHP、SNS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP掲載やSNSで情報発信し、閲覧者の親への働きかけを図る</li> </ul>

② 関係者との連絡調整

- ・啓発活動に係る関係者への連絡調整を実施

③ 活動に関する事前・事後広報

- ・啓発方法に応じて、活動に関する周知を行うとともに、活動の成果が継続されるよう、事後広報を実施

④ 活動の成果報告

- ・啓発成果に係る評価方法の提案及び評価の実施
- ・活動内容の写真や活動の成果の提出

(3) 認知症及び難聴対策に関するセミナーに係る企画調整及び運営一式

① 事業目的を効果的に達成するためのセミナーの提案

- ・研修の目的を正しく理解し、目的達成に効果的な内容構成を提案すること
- ・難聴対策に関する内容を組み込むこと
- ・富山県若年性認知症相談・支援センターの講義を組み込むこと

② 関係機関・県内企業への開催案内

- ・県と包括連携協定を締結している企業を始め、県内において認知症施策の推進に関する行政との連携が期待される企業に対するセミナーの開催案内(案内は県から送付)

### ③運営全般

- ・必要備品の手配・準備（レンタル）、会場の設営・撤去
- ・事前申込受付、申込者名簿作成、進行、演出、資料の作成、参加者アンケート用紙作成、受付・会場案内等の実施、当日関係者の飲料物等の手配

### ④セミナーの記録作成等

- ・参加者アンケートの集計、研修当日の記録作成、事業報告・記録写真等の提出等

## 6 留意事項

- (1) 難聴対策の普及啓発については、補聴器購入誘導とならないよう、選択肢の一つであること、生活習慣の見直しや適正な耳鼻科受診等も内容に含めること。
- (2) 相乗効果を期待し、ドラッグストアにおける認知機能簡易チェック及び認知症に関する正しい知識の普及啓発、難聴対策の普及啓発を併せて展開すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状について報告を求めることができる。
- (4) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法により適切に管理すること。
- (5) 別添「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (6) 受注者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受注者が必要に応じて協議するものとする。